

国家公務員倫理審査会会長
吉本 徹  あり

水産庁長官
佐藤 正典

国家公務員倫理法第23条第3項に規定する任命権者による
調査結果の報告について

標記について、以下のとおり報告します。

記

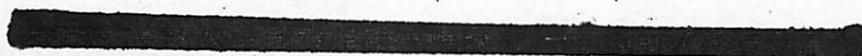
1 調査対象となった職員の勤務官署、官職及び氏名

(1) 水産庁九州漁業調整事務所  係長
 (43歳  
行為時：水産庁  係長

(2) 水産庁  係長
 (36歳  
行為時：水産庁仙台漁業調整事務所  係員

(3) 水産庁  係長
 (33歳  
行為時：水産庁  係員

(参考)

(4) 
 (30歳 (行為時： ))
行為時：水産庁  係員

(5)  係長
 (36歳  
行為時：水産庁  係員

(注) (5) の 

2 調査を終了した日
平成22年12月 日

3. 調査の概要

平成21年4月15日付け朝日新聞で水産庁の漁業監督官が調査捕鯨船下船時に土産として鯨肉を受け取っていたとの報道がなされたことを受け、国家公務員倫理審査会事務局（以下「審査会事務局」という。）より、国家公務員倫理法（平成11年法律第129号。以下「倫理法」という。）等に違反する疑いについて照会を受けた。

それ以降の審査会事務局との協議の結果を踏まえて、平成21年10月26日（月）に、国家公務員倫理審査会（以下「審査会」という。）に倫理法第22条に基づく報告及び同法第23条第1項に基づく通知を行い、以後、審査会事務局及び[REDACTED]と協議を行いながら、次の者からの[REDACTED]調査を行った。

(1) 平成12年度以降、[REDACTED]から、[REDACTED]を行った。

< [REDACTED] 対象となった水産庁職員 >

- ・ [REDACTED] ([REDACTED])

また、[REDACTED]、国家公務員倫理規程（以下「倫理規程」という。）が改正された平成17年度以降に[REDACTED]から[REDACTED]を行った。

(2) [REDACTED] に捕鯨調査の実施主体であり当該事業の補助金の交付先でもある（財）日本鯨類研究所（以下「鯨研」という。）及び鯨研が捕鯨調査を実施する際の用船契約の相手方である共同船舶（株）（以下「共船」という。）から[REDACTED]を行って以降、[REDACTED]必要に応じ[REDACTED]を行った。

(3) [REDACTED]、平成12年度以降に[REDACTED]

上記1の5名のうち、[redacted]の4名は、水産庁 [redacted] の係長、係員として、[redacted] 倫理法第2条第6項の規定により、共船は、倫理規程第2条第1項第2号に規定する利害関係者に該当する。

[redacted] 漁業調整事務所の職員であったが、[redacted] [redacted] 倫理法第2条第6項の規定により、共船は、倫理規程第2条第1項第2号に規定する利害関係者に該当する。

6 本件行為の評価

(1) [redacted]

利害関係者に該当する共船から、第14次南極海捕鯨調査（平成12年11月17日～13年4月11日）において、鯨肉ベーコン [redacted] 及び鯨肉赤肉 [redacted] を受領した。

また、第8次北西太平洋捕鯨調査（平成13年5月10日～13年8月7日）においては、鯨肉ベーコン [redacted] 及び鯨肉赤肉 [redacted] を受領した。

これらの行為は、利害関係者から物品の贈与を受けたものと評価されることから、倫理規程第3条第1項第1号違反に該当する。また、この行為は国家公務員法第99条にも違反する。

(2) [redacted]

利害関係者に該当する共船から、第9次北西太平洋捕鯨調査（平成14年6月29日～14年9月23日）において、鯨肉ベーコン [redacted] 及び赤肉 [redacted] を受領した。

この行為は、利害関係者から物品の贈与を受けたものと評価されることから、倫理規程第3条第1項第1号違反に該当する。また、この行為は国家公務員法第99条にも違反する。

(3) [redacted]

利害関係者に該当する共船から、第17次南極海捕鯨調査（平成15年11月7日～16年3月31日）において、鯨肉ベーコン [redacted] 及び鯨肉赤肉 [redacted] を受領した。

この行為は、利害関係者から物品の贈与を受けたものと評価されることから、倫理規程第3条第1項第1号違反に該当する。また、この行為は国家公務員法第99条にも違反する。

(4) [redacted]

利害関係者に該当する共船から、第21次南極海捕鯨調査（平成19年11月18日～20年4月15日）において、鯨肉ベーコン [redacted] 及び鯨肉赤肉 [redacted] を受領した。

この行為は、利害関係者から物品の贈与を受けたものと評価されることから、倫理規程第3条第1項第1号違反に該当する。また、この行為は国家公務員法第99条にも違反する。

7 予定する処分の内容

人事院規則22-1（倫理法又は同法に基づく命令に違反した場合の懲戒処分の基準）別表において、利害関係者から物品等の贈与を受けた場合は「免職、停職、減給又は戒告」と定められている。

また、同人事院規則第7条では、「当該職員が行った当該違反行為の態様等に照らし懲戒処分を行わないことに相当の理由があると認められるとき（懲戒処分基準の種類に「戒告」が含まれている場合に限る）は、懲戒処分を行わないことができる。」とされている。

これら人事院規則の規定を踏まえ、上記6により倫理規程第3条第1項第1号違反に該当すると評価した4名に対する処分の量定について、当該4名の職員は、

① [redacted]

② [redacted]

[redacted] 次のとおりとする。

(1) [redacted]

利害関係者に該当する共船から、第14次南極海捕鯨調査 [redacted] (鯨肉ベーコン及び鯨肉赤肉) 及び第8次北西太平洋捕鯨調査 [redacted] (鯨肉ベーコン及び鯨肉赤肉) において、計約56,700円～63,000円相当の鯨肉ベーコン及び鯨肉赤肉を受領している。

[redacted] 懲戒処分「戒告」を行うこととする。

(2) [redacted]

利害関係者に該当する共船から、第9次北西太平洋捕鯨調査において、約61,650円～65,250円相当の鯨肉ベーコン及び鯨肉赤肉を受領している。

[redacted]
[redacted]
[redacted] 懲戒処分「戒告」を行うこととする。

(3) [redacted]

利害関係者に該当する共船から、第17次南極海捕鯨調査において、約40,500円～48,000円相当の鯨肉ベーコン及び鯨肉赤肉を受領している。

[redacted] 懲戒処分「戒告」を行うこととする。

(4) [redacted]

利害関係者に該当する共船から、第21次南極海捕鯨調査において、約15,750円～26,250円相当の鯨肉ベーコン及び鯨肉赤肉を受領している。

[redacted]
ア [redacted] という事情のなかで、下船の翌月には鯨肉が送付されてきたことを自ら上司に報告し、対応について相談している

イ 上記アの相談結果を受け、全量返還しているとの事情を考慮し、懲戒処分は行わず、内規による「矯正措置（厳重注意）」を行うこととする。

なお、[redacted] 出向中のため、水産庁に復帰した時点で「矯正措置（厳重注意）」を行う。

8 管理監督責任

管理監督責任 2名
矯正措置2名（厳重注意2名）

本件事案は、利害関係者から物品等の贈与を受けたものであり、職員に対して倫理法及び倫理規程の遵守に係る指導等を行う立場にあった課長の対応が十分でなかったと思料されることから、
職員の以下の管理者に対して、その責任を問うこととする。

① (遠洋課長：
処分量定 「矯正措置（厳重注意）」
なお、 出向中 のため、水産庁に復帰した時点で「矯正措置（厳重注意）」を行う。

② 山下 潤（遠洋課長：
処分量定 「矯正措置（厳重注意）」

9 再発防止策

[Redacted text block]

今回の処分後、再度以下の再発防止策を講ずる。

- ① を水産庁職員掲示板に再度掲載し、改めて職員に周知する。
その際、今回の違反事例の態様をあわせて周知し、類似の倫理規程違反の防止に努める。
- ② 部課長等の管理者に対し、今回の違反事例の態様の周知と併せて、倫理規程について十分理解する必要があること、部下職員を指導する立場にあることを庁議等の場で指導徹底する。
- ③ 農林水産省独自の倫理啓発週間（6月）及び国家公務員倫理週間（12月）における水産庁での職場研修について、参集者の拡大や内容の充実を図り、倫理意識のより一層の向上に努める。

なお、本件事案に係るような行為が再発しないよう、平成20年の捕鯨調査終了後、関係者（鯨研、共船）に対し、職員へ鯨肉を送付しないよう要請した。

10 [redacted]退職に係る処分の協議

[redacted]については、[redacted]
[redacted]

本来であれば、[redacted]に当たっては、人事院規則22-2第3条に基づき退職に係る処分に関する協議が必要なところ、[redacted]

[redacted]当該規定に該当するとの認識がなく、当該協議を失念したことは、誠に遺憾である。

当該規定は、倫理法等違反の疑いで調査中の職員に対し退職に係る処分を行おうとする場合においても審査会に關与させるという趣旨のものであり、今回、この協議を行わずに[redacted]させたことは、不適切な対応であったと重く受け止め、今後は、調査の対象となっている職員を[redacted]させようとする場合等における審査会への協議について徹底を図り、二度とこのようなことが起こらないよう努めてまいる所存である。

11 公表の有無

「国家公務員倫理法又は同法に基づく命令に違反した場合の懲戒処分の公表指針について」（平成15年11月13日付け倫参-52）に基づき、処分後その概要を速やかに公表する。

③ 購入した鯨肉の市場価格

平成12年度国際資源管理システム委託事業に係る価格調査での1kg当たりの平均価格は、ベーコン 約21,000円、赤肉 約8,000円

ベーコン

赤肉

計

となる。

なお、共船からの請求に基づき、鯨肉代金として、を支払っている。

(2) 第15次南極海鯨類捕獲調査(平成13年11月6日~平成14年4月4日)

① 鯨肉受領の有無 購入

※ 購入した鯨肉

ベーコン

赤肉

計

② 購入した鯨肉の市場価格

平成14年度公海漁業等適正管理委託事業に係る価格調査での1kg当たりの平均価格は、ベーコン 約24,000円、赤肉 約7,000円

ベーコン

赤 肉 [redacted]

計 [redacted]

となる。

なお、[redacted] 共船からの請求に基づき、鯨肉代金として、[redacted] 支払
っている。

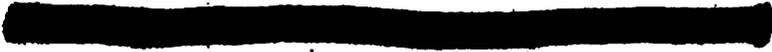
[redacted]

[redacted]

[redacted]

[redacted]

[redacted]



3

(1) 第14次南極海鯨類捕獲調査(平成12年11月17日~平成13年4月11日)

① 鯨肉受領の有無 有

受領した鯨肉

ベーコン

赤肉

計

② 受領した部位・量

[Redacted content]

③ 受領した鯨肉の市場価格

平成13年度国際資源管理システム委託事業に係る価格調査での1kg当たりの平均価格は、赤肉 約7,000円となっている。また、平成13年度国際資源管理システム委託事業では、ベーコンの価格を調査していないため、平成12年度と同委託事業でのベーコンの1kg当たりの平均価格、約21,000円

ベーコン

赤肉

計

となる。

(2) 第8次北西太平洋鯨類捕獲調査(平成13年5月10日~平成13年8月7日)

① 鯨肉受領の有無 有

受領した鯨肉

ベーコン

赤肉

計

② 受領した部位・量

[Redacted text block]

③ 受領した鯨肉の市場価格

平成13年度国際資源管理システム委託事業に係る価格調査での1kg当たりの平均価格は、赤肉 約7,000円となっている。また、平成13年度国際資源管理システム委託事業では、ベーコンの価格を調査していないため、平成12年度と同委託事業でのベーコンの1kg当たりの平均価格、約21,000円 [Redacted]

ベーコン [Redacted]

赤肉 [Redacted]

計 [Redacted]

となる。

[Large redacted text block]

[REDACTED]

③ 受領した鯨肉の市場価格

平成14年度公海漁業等適正管理委託事業に係る価格調査での1kg当たりの平均価格は、ベーコン 約24,000円、赤肉 約7,000円 [REDACTED]

ベーコン [REDACTED]

赤肉 [REDACTED]

計 約61,650円～65,250円相当

となる。

[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

③ 受領した鯨肉の市場価格

平成16年度鯨類資源調査等対策委託事業に係る価格調査での1kg当たりの平均価格は、ベーコン 約25,000円、赤肉 約7,000円 [REDACTED]

ベーコン

[REDACTED]

赤肉

[REDACTED]

計 約40,500円~48,000円相当

となる。

計 約15,750円~26,250円相当

となる。

[REDACTED]

22水人第 号
平成22年12月 日

国家公務員倫理審査会会長
吉本徹也 敬 啓

水産庁長官
佐藤正典

国家公務員倫理法第26条に基づく承認について

下記の職員に国家公務員倫理規程違反があり、懲戒処分を行いたいので、国家公務員倫理法（平成11年法律第129号）第26条の規定に基づき承認をお願いする。

記

1 懲戒処分を受ける職員の勤務官署、官職及び氏名

(1) 水産庁九州漁業調整事務所 [redacted] 係長 [redacted]

(2) 水産庁 [redacted] 係長 [redacted]

(3) 水産庁 [redacted] 係長 [redacted]

2 懲戒処分の内容、理由及び根拠となる倫理法等の条項

(懲戒処分の内容) 「戒告」(3名)

(懲戒処分の理由)

(1) [redacted]

利害関係者に該当する共同船舶(株)から、第14次南極海捕鯨調査(平成12年11月17日～13年4月1日)において、鯨肉ベーコン [redacted] [redacted] 及び鯨肉赤肉 [redacted] [redacted] また、第8次北西太平洋捕鯨調査(平成13年5月10日～13年8月7日)においては、鯨肉ベーコン [redacted] [redacted] 及び鯨肉赤肉 [redacted] [redacted]

計約5万6千円～6万3千円相当の鯨肉を受領した。

(2)

利害関係者に該当する共同船舶(株)から、第9次北西太平洋捕鯨調査(平成14年6月29日～14年9月23日)において、鯨肉ベーコン及び赤肉計約6万1千円～6万5千円相当の鯨肉を受領した。

(3)

利害関係者に該当する共同船舶(株)から、第17次南極海捕鯨調査(平成15年11月7日～16年3月31日)において、鯨肉ベーコン及び鯨肉赤肉計約4万円～4万8千円相当の鯨肉を受領した。

(根拠法令)

国家公務員法82条第1項第1号

国家公務員法第99条違反

国家公務員倫理規程第3条第1項第1号違反

【 参 考 】

○ 国家公務員倫理法（平成十一年法律第二百二十九号）

第四章 国家公務員倫理審査会

（調査の端緒に係る任命権者の報告）

第二十二條 任命権者は、職員にこの法律又はこの法律に基づく命令に違反する行為を行った疑いがあると思料するときは、その旨を審査会に報告しなければならない。

（任命権者による調査）

第二十三條 任命権者は、職員にこの法律又はこの法律に基づく命令に違反する行為を行った疑いがあると思料して当該行為に関して調査を行おうとするときは、審査会にその旨を通知しなければならない。

2 審査会は、任命権者に対し、前項の調査の経過について、報告を求め、又は意見を述べることができる。

3 任命権者は、第一項の調査を終了したときは、遅滞なく、審査会に対し、当該調査の結果を報告しなければならない。

（任命権者による懲戒）

第二十六條 任命権者は、職員にこの法律又はこの法律に基づく命令に違反する行為があることを理由として懲戒処分を行おうとするときは、あらかじめ、審査会の承認を得なければならない。

○ 国家公務員倫理規程（平成十二年政令第百一号）

（禁止行為）

第三條 職員は、次に掲げる行為を行ってはならない。

一 利害関係者から金銭、物品又は不動産の贈与（せん別、祝儀、香典又は供花その他これらに類するものとしてされるものを含む。）を受けること。

○ 国家公務員法（昭和二十二年法律第二十号）

（信用失墜行為の禁止）

第九十九條 職員は、その官職の信用を傷つけ、又は官職全体の不名誉となるような行為をしてはならない。